

ライフリスク マネジメント

こんにちは。保険代理店業を生業とするファイナンシャルプランナーの佐藤 美和子です。

FPの仕事とは……何をされるのですか？…よく尋ねられる質問です。

一般的には「お金に関するライフプランのマネジメント」をする業務です。

最近では、マネー情報誌や住宅情報誌等のコラム欄によく掲載されておりますが、住宅ローンの返済計画や住宅資金等の贈与に関する非課税枠、所得税控除、また相続発生時の対策等「お金」に関わる相談役となります。また、「生命保険」「損害保険」の経済的助成力は大変心強く、私たちの生活上とても現実的なリスクマネジメント商品となります。

………但し、キチンと理解しておりますか。

【保険業の体験で、こんな事例がありました但し他人事で済ませておけますか？】

- ◎ こどもの将来の為に払込免除特約付き教育積立保険に夫(父親)が契約者で加入したんや。途中で離婚することになり、親権者は私(母親)やねん。二度と元夫の連絡などしたくもないから保険もそのまま元夫に払わせといったけど、満期が来たたら子どもが受取れるんやろか？
また、もし万が一、私が死んでしもたらど一なるねん？

はい。お気の毒ですが、保険の契約者は御主人様なので、別れた元夫に満期積立金の請求手続きを行ってもらうことになります。こちらのケースの場合、離婚のときに、契約者変更をされることをお勧めいたします。

名義変更を行った場合、所得税の申告にも影響が出ます。

また、名義変更した後に保険の満期を迎える前に母親が死亡したら、その保険商品は、親族のどなたかに選択します。お子様は問題なく教育積立金を受け取ることができます。

- ◎新型コロナウイルス感染症に関する保険金・給付金の取扱いについて
新型コロナウイルス感染症の拡大状況を鑑み、アフラック社商品における給付金・保険金、ご請求時のお取り扱い、商品付帯サービスについて。

1.医療保障における給付金の取扱い

新型コロナウイルス感染症は、入院給付金の支払対象となる「疾病」に該当します。入院給付金は、医師による治療が必要であり、自宅等での治療が困難なために医療機関に入院している場合に支払対象となりますので、検査により陽性と判定されたか否かに関わらず、医師の指示により医療機関に入院している場合は、入院給付金の支払対象となります。また、入院給付金の支払対象となる入院に伴う通院について、支払対象期間中の通院であれば通院給付金も支払対象となります。なお、医療機関の事情により、感染後に直ちに入院できず、臨時施設(病院と同等とみなせる施設)で医師の治療を受けている場合も、原則として入院給付金の対象とします。具体的な事例は別紙をご確認ください。

2.死亡保険金、災害死亡保険金等の取扱い

新型コロナウイルス感染症により死亡された場合は、疾病による死亡保険金の支払対象となります。但し、新型コロナウイルス感染症は、アフラック社の災害死亡保険金等の支払対象とする「所定の感染症」には該当しないため、現時点では、災害死亡割増特約等の災害死亡保険金・災害高度障害保険金の支払対象とはなりません。

(2020年3月31現在)

3.請求手続きについて

お手元に入院の領収証がないケースなど、請求手続きに必要な書類を準備することが難しい場合は、個別の事情をお伺いし、柔軟に対応します。

4.付帯サービスのお取り扱いについて

アフラック社商品のご契約者様専用サービスとしてご提供している「オンライン医療相談サービス*1」(提供:株式会社メディカルノート)では、新型コロナウイルス感染症に関するご相談も承っています。「オンライン医療相談サービス」は、医師を中心とする専門家にオンライン上で無料*2で相談できるサービスです。なお、メディカルノートは2000名超の医師や、専門家、800にもものぼる医療機関の協力のもと信頼できる最新の医療情報を提供するサービスで、新型コロナウイルス感染症についても医師監修のもと正しい医療情報の提供を行っております。また、「24時間健康電話相談サービス*3」(提供:ウェルネス医療情報センター)においても、看護師が新型コロナウイルス感染症に関するご質問にお答えいたします。

*1 ご利用にはアフラック社ご契約者様専用サイト「アフラックよりそうネット」の登録が必要です。

*2 月10回の相談まで無料でご利用いただけます。

*3 新型コロナウイルスに関する一般的な質問があった場合、厚生労働省及び国立感染症研究所の発表内容を基に、病態・感染予防・受診の目安、治療方法等の相談対応をいたします。また、濃厚接触等感染疑いの相談があった場合、各自治体の帰国者・接触者電話相談センターをご案内いたします。

(別紙)

<給付金の取扱いに関する具体例>

ケース	給付金の取扱
・新型コロナウイルスに感染しているが無症状で、医療機関に入院している場合。	無症状であってもウイルスに感染しており、医師の指示により検査等のために入院した場合は支払対象とします。
・濃厚接触者であることから、医療機関に強制入院している場合	査結果が陰性であっても、感染の予防や社会防衛的な意味により医療機関に入院のうえ隔離され、医師の管理下で検査等をしている場合は支払対象とします。
・感染有無が不明なため、ホテルに隔離されている場合	ホテルでの隔離は、原則として支払対象外です。 但し、入院が必要にも関わらず、直ちに医療機関に入院できない事情があり、常に医師の管理下で入院と同等の治療を実施している場合は、ご相談ください。
・風邪の症状があり通院、その後症状がおさまらないため、検査を受けたところ新型コロナウイルスに感染していることが判明し、医療機関に入院している場合。	医師の指示により入院した場合は支払対象とします。 また、入院に伴う通院についても、対象期間中の通院であれば支払対象とします。

<付帯サービスについて>

新型コロナウイルス感染症に関する付帯サービスの取扱いは以下のとおりです。

対象サービス	対象者	連絡先
アフラック健康医療相談サービス	アフラック社ご契約者様と そのご家族様	アフラック社ご契約者様と そのご家族様 0120-588-033
24時間健康電話相談サービス (ダックの医療相談サポート)	EVERシリーズご契約者様と そのご家族様	※携帯電話 03-5685-2975 24時間365日受付

サービス内容

看護師などの医療専門スタッフ(医師を除く)が、24時間365日お電話でお応えします。

新型コロナウイルス感染症に関する相談や予防方法など、厚生労働省および国立感染症研究所で公開されている情報の範囲内でご相談をお受けします。また、感染が疑われる場合や濃厚接触者の場合は、各自治体の保健所や窓口をご案内いたします。
アフラック生命保険株式会社 新潟支社



Marusa Corporation
(株) マルサ・コーポレーション

tel.025-247-2232

〒950-0081 新潟県新潟市中央区三和町1-22 マルサFP保険事務所

